

Part

III

COVID-19 Chronology

## 目 次

1. はじめに（世界の感染者数・死亡者数推移）	217
2. 世界の感染拡大の局面と日本の水際対策	218
3. 日本の感染症対策	220
BOX① 緊急事態宣言について	222
Topics① 3密について	224
4. 関西の感染症対策	225
BOX② 大阪モデル	227
5. 日本の財政政策	228
6. 日本の金融政策	230
7. 米国の財政政策と金融政策	231
8. 欧州の財政政策と金融政策	232
9. マーケットの反応	233
Topics② ダイヤモンド・プリンセス号	234
Column A 「台湾の防疫対策と出口戦略」	235

### 【COVID-19 Chronology の編集について】

- ・本COVID-19 Chronologyは、アジア太平洋研究所（APIR）のChronology班が、Column AはAPIR研究員の郭秋薇がそれぞれ執筆した。
- ・世界各国の感染者数や死亡者数のデータは、各国の発表や世界保健機関（WHO）、米ジョンズ・ホプキンス大学のデータを基に日本経済新聞社が『新型コロナウイルス感染 世界マップ』として発表したデータを用いている。
- ・日本の感染者数や死亡者数のデータについては、基本的には厚生労働省『新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について』のデータを用いている（それ以外の場合は、別途出所を記載）。なお、各都道府県のHPや各所報道機関が公開しているデータと差異が見られる場合がある。

#### UPDATE

- ・以下のデータの最終確認時点は、2020年9月30日である（例外の場合は、注記）

## 1. はじめに (世界の感染者数・死亡者数推移)

### UPDATE

2019年12月初旬、中国武漢で新型コロナウイルス（以下、COVID-19）に関する最初の感染症例が報告されて以降、3月6日に世界の累計感染者数が、10万人を超え、世界保健機関（以下、WHO）は、3月11日にパンデミックを宣言した。6月28日には、早くも世界の累計感染者数は1,000万人を超え、累計死亡者数は50万人に至った。さらにその約3カ月後の9月30日には、収束を迎えたと思われた国でも再び感染の拡大が見られるなど、世界の累計感染者数が3,000万人を超え、累計死亡者数は100万人以上となった。

COVID-19によって各国経済の不透明感が高まり、国際通貨基金（IMF）は4月14日に2020年の世界経済の成長見通しをマイナス3.0%に引き下げた。さらに感染拡大の影響を考慮し、6月24日の改定予測はマイナス4.9%となり、1.9%ポイント下方

修正された。世界の国内総生産（GDP）は約90兆ドルであるので、4.9%縮小すれば4.4兆ドル（約472兆円）の損失となる。ここ十数年で劇的にグローバル化が進んでいた世界経済は、COVID-19により未曾有の経済危機に陥っている（分析のフレームワークについては、1章1節を参照）。

本COVID-19 Chronologyでは、まず世界各国の感染拡大の局面と日本の水際対策（p.218～219）を、次に日本・関西2府4県の具体的な感染症対策（p.220～227）をまとめた。さらに日本の財政政策と金融政策について整理し（p.228～230）、加えてその国際比較を行い（p.231～232）、株価指数を用いてマーケットの反応を確認した（p.233）。また巻末には、水際対策の成功事例として『Column 台湾の防疫対策と出口戦略』を掲載した。

なお、本COVID-19 Chronologyは、本書理解の一助のために作成されたものではあるが、独立した資料としてもご活用いただきたい。

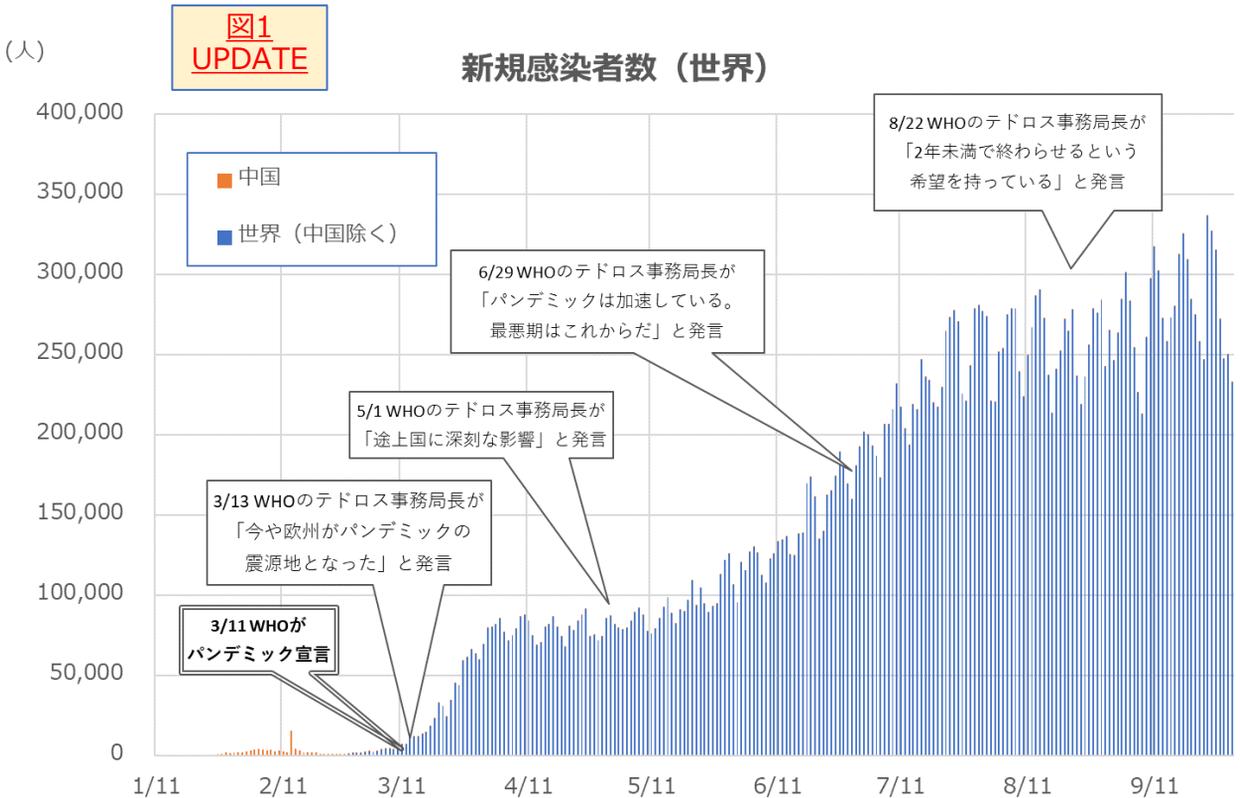


図1

世界の新規感染者数推移

図2  
UPDATE

## 2. 世界の感染拡大の局面と日本の水際対策

感染は、中国 湖北省→イタリアを中心とした欧州→米国やカナダ及び英国を含む欧州全域→ロシア・中南米などの新興国へと短期間で世界中に拡大していった。米国をはじめブラジルやロシアなどでは未だ収束の目途が立っていない状況である (図2)。

**UPDATE** なお、表1は9月30日時点での累計感染者数が多い国をまとめたものである。

日本はこのような状況を見極めながら、各省庁が連携を図り、感染の侵入を防ぐため、迅速に水際対策を強化していった。(図3、表2)。

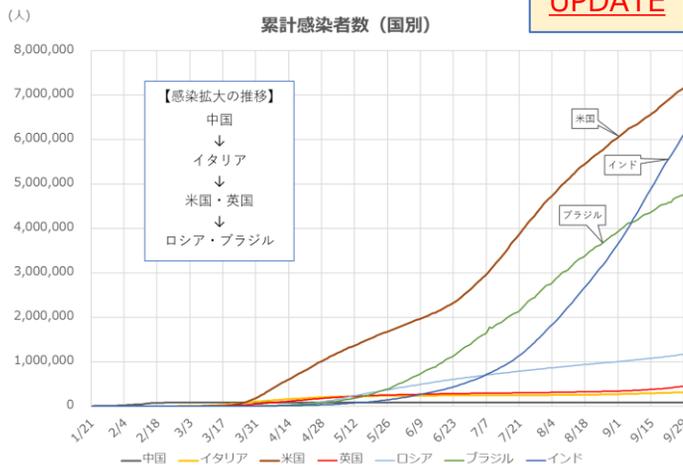


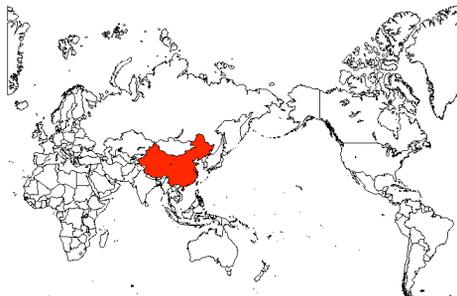
図2 各国の累計感染者数推移

表1  
UPDATE

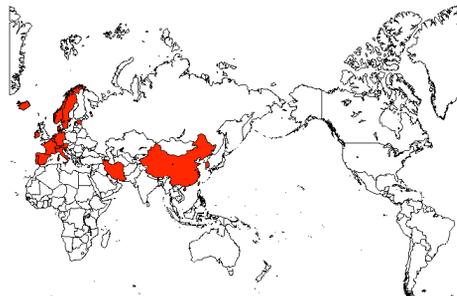
表1 世界の累計感染者数

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	
6月30日	米国	ブラジル	ロシア	インド	英国	全世界
	2,636,414	1,402,041	647,849	566,840	284,463	10,342,791
9月30日	米国	インド	ブラジル	ロシア	コロンビア	全世界
	7,227,779	6,225,763	4,810,935	1,176,286	818,203	33,632,954

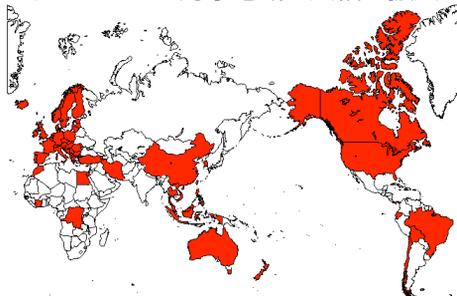
2月1日時点  
フェーズ1：入国規制を開始



3月27日時点  
フェーズ2：イタリアを中心に欧州へ拡大



4月3日時点  
フェーズ3：対象地域が大幅に拡大



8月30日時点  
フェーズ6：対象地域が159か国地域に

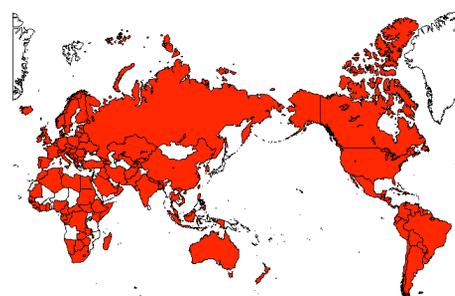


図3  
UPDATE

図3 日本の上陸拒否対象国・地域

出所) 法務省HPより作成

表2 日本の水際対策

2019年 12月初旬	中国 武漢でCOVID-19に関する最初の感染症例の報告
<b>2020年 1月9日</b>	<b>中国がCOVID-19検出をWHOに報告、WHOが声明を発表</b>
1月23日	中国 武漢市でロックダウン（都市封鎖）措置が取られる
1月25日	中国の春節（旧正月）が始まる
1月27日	中国政府が海外への団体旅行を禁止
1月29日	第1チャーター便が中国 武漢から羽田空港に到着
<b>1月30日</b>	<b>WHOが緊急事態宣言（PHEIC）と発表</b>
2月1日	中国 湖北省からの入国を規制……フェーズ1
2月3日	クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号が横浜港沖に到着 …… <b>Topics②「ダイヤモンド・プリンセス号」 p.234</b>
2月6日	クルーズ船ウエステルダム号の日本への入港を拒否
2月13日	入国規制対象に中国 浙江省が追加
2月27日	韓国 大邱広域市及び慶尚北道清道郡が追加
3月7日	韓国 慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡並びにイラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州及びギーラーン州が追加
<b>3月11日</b>	<b>WHOが「COVID-19がパンデミックであると言える」と表明</b>
3月11日	イラン・イスラム共和国アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーゼンダラン州、マルキャズィ州及びロレスタン州、イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州及びロンバルディア州及びサンマリノ共和国の全ての地域が追加
3月19日	イタリア共和国ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州及びリグーリア州、スイス連邦ティチーノ州及びバーゼル＝シュタット準州、スペイン王国ナバラ州、バスク州、マドリッド州及びラ・リオハ州及びアイスランド共和国の全ての地域が追加
3月21日	「水際対策の抜本的強化」として、日本への入国者に指定場所での14日間待機を要請PCR検査の実施対象とする
3月27日	アイルランド、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、パチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、イラン・イスラム共和国の全ての地域が追加……フェーズ2
4月3日	これまで一部の地域が上陸拒否対象となっていた韓国や中国が全地域対象となるなど、対象地域がこれまでの26カ国地域から73カ国地域までに大幅に拡大……フェーズ3
4月29日	対象地域が73カ国地域から87カ国地域までに拡大
5月16日	対象地域が87カ国地域から100カ国地域までに拡大
5月27日	対象地域が100カ国地域から111カ国地域までに拡大
7月1日	対象地域が111カ国地域から129カ国地域までに拡大……フェーズ4 (日本からの入国を拒否されている国は、152カ国地域)
<b>UPDATE</b>	7月24日 対象地域が129カ国地域から146カ国地域までに拡大……フェーズ5
	8月 5日 入国拒否対象地域指定日の前日までに日本を出国した再入国許可保持者の再入国を許可
	8月30日 対象地域が146カ国地域から159カ国地域までに拡大……フェーズ6
	9月 1日 入国拒否対象地域指定日から8月31日までに出国した在留資格保持者の再入国を許可

出所) 法務省HP、厚生労働省HP、各所報道より作成  
注) 太字：WHOの動き、上陸拒否対象地域の日付は実施日としている。

Part I  
Part II  
Part III  
Part IV

### 3. 日本の感染症対策

表3 感染症対策（国・都道府県別）

2月27日	政府より全国の小中高へ休校要請……補足説明①
2月28日	北海道知事が緊急事態宣言……補足説明②
3月9日	新型コロナウイルス感染症対策の見解（第6回専門家会議）…… Topics①「3密について」p.224
3月19日	新型コロナウイルス感染症対策の現状分析・提言（第8回専門家会議）
3月26日	「緊急事態宣言」を可能にする新たな対策本部を設置 東京都知事が緊急記者会見、「感染爆発の重大局面」と表明 週末の不要不急の外出は避けるよう要請。平日の自宅勤務、夜間の外出自粛を要請 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県が住民に不要不急の外出自粛要請
4月1日	新型コロナウイルス感染症対策の現状分析・提言（第10回専門家会議）
4月7日	安倍首相より緊急事態宣言が発出…… BOX①「緊急事態宣言について」p.222
4月9日	「コロナ疎開控えて」緊急事態対象外の自治体が懸念 愛知県が政府に緊急事態宣言の発出を要請……補足説明③ 厚労省が軽症者用ホテル確保の指針を発表
4月10日	大阪府が休業要請を13日に判断（大阪府知事対象リスト公表） 京都府が政府に緊急事態宣言の発出を要請
4月11日	安倍首相が「出勤7割減は7都府県から」 東京都で休業要請……補足説明④
4月14日	大阪府で休業要請
4月15日	兵庫県で休業要請
4月16日	緊急事態宣言の対象を全国へ拡大
4月18日	京都府で休業要請
4月22日	新型コロナウイルス感染症対策の現状分析・提言（第11回専門家会議）
4月23日	滋賀県、奈良県で休業要請
4月25日	和歌山県で休業要請
4月30日	都立休校5月末までを最終調整 学校再開5月下旬以降 土曜日夏休みも授業（大阪府）
5月1日	新型コロナウイルス感染症対策の現状分析・提言（第12回専門家会議）
5月4日	安倍首相が緊急事態宣言の延長を発表 新型コロナウイルス感染症対策の現状分析・提言（第13回専門家会議）
5月5日	大阪府が自粛解除へ独自の数値基準を公表…… BOX②「大阪モデル」p.227
5月14日	39県の緊急事態宣言を解除 新型コロナウイルス感染症対策の現状分析・提言（第14回専門家会議）
5月21日	大阪府、京都府、兵庫県の関西3府県の緊急事態宣言を解除（首都圏、北海道は解除見送り）
5月25日	緊急事態解除宣言

出所) 首相官邸HP、各所報道より作成

注) 太字は政府の動き、斜体は専門家会議の動き、下線は休業要請関連の動きとしている。

(人)

新規感染者数（日本地域別）

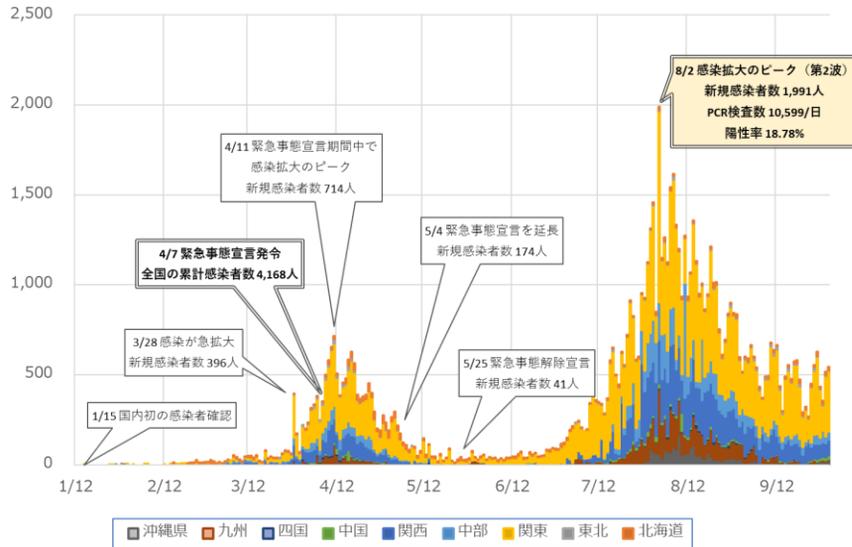


図4 UPDATE

図4 地域別新規感染者数推移

国内初の感染者が確認されたのは、1月15日である。累計感染者数が4,168人となった4月7日に日本政府は緊急事態宣言を発出した（BOX①「緊急事態宣言について」p.222）。様々な活動自粛の影響により、新規感染者数は4月11日の714人を

ピークに減少傾向に入った。5月25日には緊急事態宣言が全面解除となり、経済活動が再開された。

UPDATE 一度は感染の収束が見られたものの、新規感染者数は6月末頃から再び増加し、感染第2波が到来、緊急事態宣言期間中を凌ぐ感染拡大となったが、8月2日の1,991人をピークに再び減少に転じている。

【表3の補足説明】

- ①安倍首相が2月27日に臨時休校を要請する考えを表明。3月2日から春休みの期間での実施を求めたが、実際に休校するかは地方自治体や学校の判断となった。
- ②北海道では2月中旬頃から感染者数が増加していた。集団感染の疑いもあり、2月28日に北海道知事は独自で緊急事態宣言を行った（図5）。
- ③愛知県は、感染者数が比較的多かったにもかかわらず、4月7日の緊急事態宣言の対象外となった。愛知県知事は「相当厳しい状況であるのは、間違いない」と指摘し、4月9日に政府に対して緊急事態宣言の対象地域に同県を加えることを要請した。翌日の10日には京都府知事が同様の要請を行った。
- ④東京都は4月11日に全国で初めて休業要請を行った（図6）。休業に協力した事業者には、都独自のルールで50万円（2店舗以上の場合100万円）の「感染拡大防止協力金」を支払うこととした。その後、東京都に続き、大阪府やその他道府県も休業要請を行った。

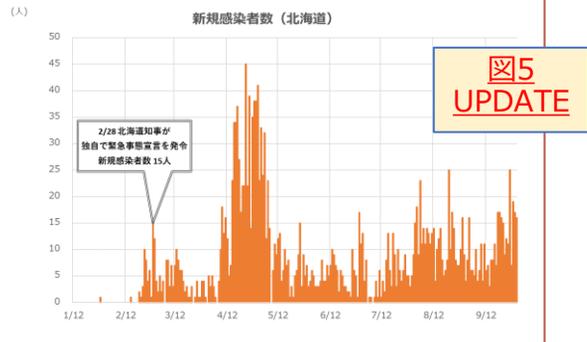


図5 北海道の新規感染者数推移

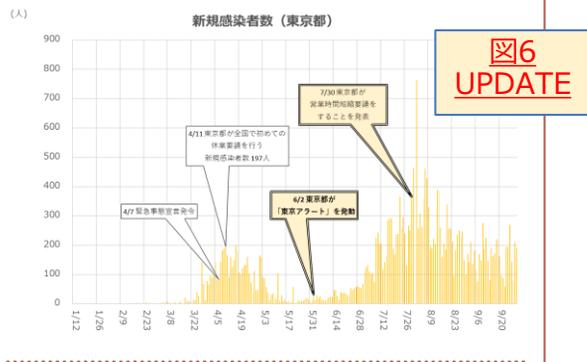


図6 新規感染者数（東京都）

Part I  
Part II  
Part III  
Part IV

## 緊急事態解除宣言後も自粛要請 独自対応とる自治体相次ぐ

### 【東京都】

東京都は、**令和2年6月2日**に感染状況悪化の兆候が見られるとして、都民に警戒を呼び掛ける「東京アラート」を発動した。予想される「第2波」に備えて再び休業を要請する際の判断の目安とする7つの指標と具体的な数値を公表した。

東京都は、**令和2年7月30日**に新型コロナウイルス感染症の感染患者数の増加を受けて、営業時間短縮要請をすることを発表した。都内で酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して8月3日～8月31日の期間で営業時間を22時までに短縮した事業者に対して協力金を支給。協力金の支給額は申請者一律20万円（期間は延長され、9月15日終了）。

### 【大阪府】

大阪府は、**令和2年7月3日**に感染状況に応じて休業などを再要請する「大阪モデル」の新基準を決めた。医療体制が整ってきていることなどから、従来より休業要請の実施などを限定的にする基準に改めた。

大阪府は、**令和2年7月31日**に休業や営業時間短縮の要請の実施を決定した。大阪市の繁華街、ミナミの一部エリアで、酒類を提供する飲食店やカラオケ店に8月6日から20日までの15日間、休業や営業時間の短縮を要請することにした。営業時間の短縮は午前5時から午後8時までとし、要請に応じた店舗には、府と大阪市がそれぞれ、1日につき1万円、合わせて2万円の支援金を出す方針。

### 【愛知県】

愛知県は、**令和2年7月31日**に休業や営業時間短縮の要請することを発表した。名古屋市の繁華街の一部の飲食店などに対し、8月5日から24日までの20日間、営業時間の短縮や休業を要請した。営業時間の短縮は午前5時から午後8時までとし、要請に応じた店には、1日当たり1万円、最大で20万円の協力金が支給される。

愛知県は、**令和2年8月6日**に全国及び愛知県の新型コロナウイルス感染症第二波の感染状況等に鑑み、「新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態宣言」を決定し、発出した。休業や営業時間短縮の要請を実施することを発表した。

### 【福岡県】

福岡県は、**令和2年8月5日**に「福岡コロナ警報」を発動した。福岡市内のスナックなどの接待を伴う飲食店や酒類を提供するバー、カラオケボックスなどのうち、感染防止対策が不十分な店舗に対して、休業を要請することを決めた。また、県民に対しては、会食は2時間以内とすることなどを要請した。いずれも期間は8月8日から21日までの2週間で、休業に伴う補償は行わないとしている。

### 【沖縄県】

沖縄県は、**令和2年8月1日**に県独自の「緊急事態宣言」を発動した。8月1日から15日までの15日間、那覇市内の飲食店に対し、営業時間を短縮して、午前5時から午後10時までとするよう求めた（期間は延長され、9月5日終了）。また、沖縄本島全域での不要不急の外出自粛を要請し、県をまたぐ移動について、県民に対しては自粛を求め、県外からの訪問者に対しては慎重な判断を求めた。

### 【岐阜県】

岐阜県は、**令和2年7月31日**に「第2波非常事態」を宣言し、名古屋市での酒を伴う飲食を避けることや、県境をまたぐ移動を慎重にするなどの、緊急対策の徹底を呼びかけた。

### 【三重県】

三重県は、**令和2年8月3日**に県独自の緊急警戒宣言を出し、感染対策の不十分な飲食店などがある県外の地域との不要不急の往來の自粛などを県民に要請した。

## Box1 緊急事態宣言について

表4 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る経緯等

4月7日	<b>1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和2年4月7日発出）</b> 令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症（同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。緊急事態措置を実施すべき期間を、令和2年4月7日から5月6日までとし、緊急事態措置を実施すべき区域を、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都道府県とした。
4月16日	<b>2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和2年4月16日発出）</b> 令和2年4月16日に、緊急事態措置を実施すべき区域に、40道府県を追加し、緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とした。 このうち、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の13都道府県については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年4月16日変更。）において、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「 <b>特定警戒都道府県</b> 」とした。
5月4日	<b>3 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長（令和2年5月4日発出）</b> 令和2年5月4日に、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長し、緊急事態措置を実施すべき区域を、引き続き全都道府県とした。
5月14日	<b>4 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和2年5月14日発出）</b> 令和2年5月14日に、緊急事態措置を実施すべき区域を、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県とした。
5月21日	<b>5 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和2年5月21日発出）</b> 令和2年5月21日に、緊急事態措置を実施すべき区域を、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道府県とした。
5月25日	<b>6 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言（令和2年5月25日発出）</b> 令和2年5月25日に、緊急事態措置を実施する必要性がなくなったと認めため、特措法第32条第5項の規定に基づき、緊急事態が終了した旨を宣言した。

## 【安倍首相の記者会見より抜粋】

**4月7日：**『肺炎等の重篤な症例の発症頻度が相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあり、かつ感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ急速な増加が確認され、医療提供体制も逼迫している状況を踏まえ、緊急事態宣言を発出する。』

**4月16日：**『6道府県については、現在の対象区域である7都道府県と同程度に蔓延が進んでおり、これら以外の県においても、特にゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する観点から、全都道府県を緊急事態措置の対象とする。』

**5月4日：**『日本は、諸外国のような爆発的な感染拡大には至っておらず、一定の成果が現れ始めているものの、未だかなりの数の新規感染者数を認め、感染者の減少も十分なレベルとは言えず、当面、現在の取組を継続する必要がある。このような専門家の見解を踏まえ、緊急事態措置の実施期間を、5月31日まで延長することを発出する。』

**5月14日：**『特定警戒都道府県』のうち茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、福岡県の5県と特定警戒以外の34県の解除を宣言。

『人口10万人当たりの1週間の累積感染者数が0.5人以下などの基準を総合的に判断した上で、39県は徹底的なクラスター対策を講じることで感染拡大を防止できるレベルにまで抑え込むことができた』

**5月21日：**京都府、大阪府、兵庫県の解除を宣言。

『先般定めました基準に基づいて感染状況、そして医療提供体制などについて、専門家の皆様に御評価を頂いた結果、関西の大阪府、京都府、そして兵庫県について、緊急事態宣言を解除する』

**5月25日：**5残り5都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の解除を宣言。

『足元では、全国で新規の感染者は50人を下回り、一時は1万人近くおられた入院患者も2,000人を切りました。先般、世界的にも極めて厳しいレベルで定めた解除基準を、全国的にこの基準をクリアしたと判断いたしました。』

表5 ゴールデンウィーク期間中の「特定警戒都道府県」の人流動向

参考：お盆期間

■緊急事態宣言前比	2020/5/1	2020/5/2	2020/5/3	2020/5/4	2020/5/5	2020/5/6	2020/5/7	2020/8/14	2020/8/15	2020/8/16
北海道 札幌駅	-54.4	-75.4	-79.2	-76.2	-76.3	-76.2	-50.9	5.4	-6.9	-17.8
茨城県 水戸駅	-42.0	-56.5	-59.9	-58.5	-59.0	-55.9	-31.0	-5.1	-10.2	-14.5
埼玉県 大宮駅西	-45.1	-56.0	-63.0	-63.1	-64.2	-63.5	-41.3	9.8	8.3	-1.6
千葉県 千葉駅	-45.4	-57.2	-64.0	-64.0	-62.9	-63.2	-38.6	21.0	14.9	9.9
東京都 東京駅南	-48.5	-81.1	-84.2	-79.9	-79.2	-78.1	-37.8	3.3	-29.2	-36.4
神奈川県 横浜駅	-53.0	-61.3	-67.4	-66.0	-65.1	-65.7	-49.3	42.7	50.1	32.3
石川県 金沢駅	-38.8	-52.1	-58.0	-54.8	-57.5	-54.7	-35.7	4.6	-1.1	-0.3
岐阜県 岐阜駅	-20.4	-39.7	-45.2	-43.4	-42.4	-42.7	-16.4	10.6	-2.3	-8.8
愛知県 名古屋駅	-49.4	-68.4	-75.0	-73.6	-73.7	-71.4	-40.4	-7.3	-21.6	-23.9
京都府 京都駅	-48.2	-54.7	-58.0	-60.7	-61.9	-60.4	-46.8	39.5	37.9	28.6
大阪府 梅田	-55.6	-72.5	-76.9	-77.5	-77.7	-77.2	-51.0	26.0	24.3	16.7
兵庫県 三ノ宮駅	-35.4	-55.9	-63.0	-60.2	-60.3	-58.9	-28.3	10.6	0.5	-4.0
福岡県 博多駅	-50.7	-71.8	-79.1	-75.5	-75.3	-74.2	-44.4	-16.9	-27.9	-26.7

単位：%

※緊急事態宣言直前：4/6(月)～4/7(火)

出所) NTTドコモインサイトマーケティング「モバイル空間統計」より筆者作成

表5 UPDATE

図7 UPDATE

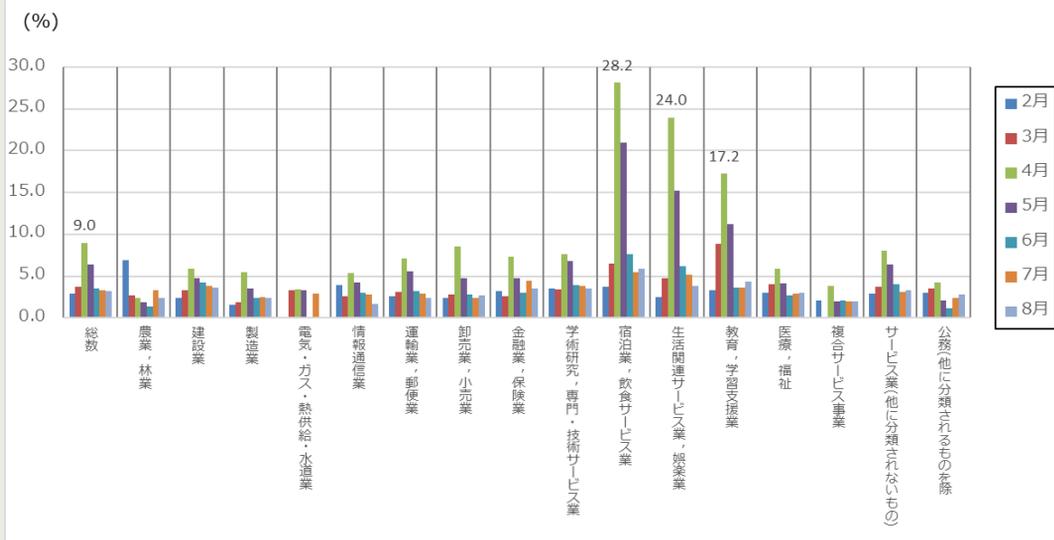


図7 産業別休業率

出所) 総務省「労働力調査基本集計第Ⅱ-3表」から作成

表5は緊急事態宣言により、「特定警戒都道府県」となっていた各主要都市のゴールデンウィーク期間中の人の流れの増減率を示している。4月16日の安倍首相の発言にもあるように、政府や各自治体は、人々の不要不急の外出を自粛するよう呼びかけ、「最低7割」の接触削減の実現を求めた。結果として、ゴールデンウィーク期間中の人々の移動は、主要大都市で7割を超える減少となり、政府や各自治体の要請に応える形となった。

UPDATE なお、緊急事態宣言解除後の大型連休であるお盆期間中の人の流れは、ゴールデンウィーク期間中から大幅に増加している。

図7は産業別の休業率を示している。緊急事態宣言や休業要請を受けて、4月をピークに休業率が上昇している。特に深刻な影響を受けた業種は、「宿泊業、飲食サービス業」や「生活関連サービス業、娯楽業」などのサービス業となった。

UPDATE た。5月には休業要請が一部解除され、さらに6月、7月では多くの業種で休業率の改善が徐々に見られるものの、2月以前までの水準には至っていない。さらに8月の同データを見ると第2波の影響を受けたこともあり、改善率が鈍化している。

## Topics ① 3密について

表6 3密が認識されるまで

3月1日	<p>「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」を公表（厚生労働省） ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～（厚生労働省）</p> <p>①部屋を分けましょう ②感染者のお世話はできるだけ限られた方で ③マスクをつけましょう ④こまめに手を洗いましょう ⑤換気をしましょう ⑥手で触れる共有部分を消毒しましょう ⑦汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう ⑧ゴミは密閉して捨てましょう</p>
3月9日	<p><b>第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で初めて3密について提言される</b></p> <p>「これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場です。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられます。そのため、市民のみなさまは、これらの3つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってください。ただし、こうした行動によって、どの程度の感染拡大リスクが減少するかについては、今のところ十分な科学的根拠はありませんが、換気のよくない場所や人が密集する場所は、感染を拡大させていることから、明確な基準に関する科学的根拠が得られる前であっても、事前の警戒として対策をとっていただきたいと考えています」と発表</p>
3月14日	総理大臣官邸公式Twitterは、1. 換気の悪い密閉空間 2. 多数が集まる密集場所 3. 間近で会話や発声をする密接場面を避けて外出するように呼びかけ
3月19日	新型コロナウイルスの集団発生防止に関するチラシ「密を避けて外出しましょう!」を公式サイトに掲載
3月25日	<p>東京都知事記者会見より</p> <p>3つの「密」、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集する場所」、「近距離での密接した会話」、これら3つの密を避けていただく、そのような行動をお取りいただきたいと存じます。これを「ノー3密」と呼んでおります。と会見</p>
3月28日	「3つの密を避けましょう」を公表（首相官邸・厚生労働省）
3月30日	「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を公表（厚生労働省）
4月3日	「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を公表（厚生労働省）
4月9日	<p>東京都知事記者会見より</p> <p>東京都の東京都百合子都知事は、内閣府でコメントを求めて殺到する報道陣に「密です」と連呼し、距離を空けるよう求めた</p>
4月15日	パンフレット「3つの「密」を避けるための手引き」を公表（首相官邸・厚生労働省）
4月17日	チラシ「『密閉』『密集』『密接』しない!」を公表（首相官邸・厚生労働省）
4月22日	「人との接触を8割減らす、10のポイント」を公表（専門家会議）
4月23日	<p>東京都知事記者会見より</p> <p>買い物「3日に1回」 入店抑制で3密解消をスーパーの混雑対策を行う 埼玉、千葉、神奈川の3県知事と共同で、大型連休を含む4月25日～5月6日を「いのちを守る ステイホーム週間」として、徹底した外出自粛を求めるキャンペーンを行うと報告。帰省や旅行など他道府県への移動自粛や、企業に12日間連続休暇の呼び掛けを行う</p>
5月5日	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言（4月7日）後、「3密」を避ける行動をとった人が半分にとどまることから、厚生労働省と無料通信アプリ「LINE（ライン）」のアンケート調査で分かった
5月7日	新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を公表（厚生労働省）
5月25日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日より変更） （新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
6月27日	熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法を公表（厚生労働省）

## 4. 関西の感染症対策

表7 関西の感染症対策

	京都府	大阪府	兵庫県	滋賀県・奈良県・和歌山県	
1月	24日		大阪府新型コロナウイルス対策本部設置		
	28日			奈良県内での感染確認1例目（関西で初の感染者） 奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部設置	
	29日		大阪府内での感染確認1例目	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部設置	
	30日	京都府新型コロナウイルス感染症対策本部設置 京都府内での感染確認1例目			
2月	4日		◆帰国者・接触者相談センター設置	◆滋賀県 帰国者・接触者相談センター設置	
	6日	◆帰国者・接触者相談センター設置		◆奈良県、和歌山県 帰国者・接触者相談センター設置	
	7日		◆帰国者・接触者相談センター設置		
	13日			和歌山県内での感染確認1例目	
	27日	政府より全国の小中高へ休校要請			
3月	1日		兵庫県内での感染確認1例目 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部設置		
	2日		●大阪府内の学校が休校	●3県内の学校が休校	
	3日	●京都府内の学校が休校		●兵庫県内の学校が休校	
	4日			滋賀県内での感染確認1例目	
	19日		大阪—兵庫間の不要不急移動を制限する要請	兵庫—大阪・その他間の不要不急の外出等自粛要請	
26日				和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部設置	
4月	7日	政府より緊急事態宣言が発出（5月6日まで）			◇和歌山県内でドライブスルーPCR検査が始まる
	10日	政府に緊急事態宣言の発出を要請			
	13日		宿泊療養施設第一号としてホテルを確保	宿泊療養施設第一号としてホテルを確保	
	14日		★大阪府で休業要請		
	15日	宿泊療養施設第一号としてホテルを確保		★兵庫県で休業要請	◇奈良県内でドライブスルーPCR検査が始まる
	16日	政府より緊急事態宣言の対象地域が全国へ拡大（5月6日まで）			
	18日	★京都府で休業要請			
	22日				滋賀県 宿泊療養施設第一号としてホテルを確保
	23日		◇大阪府内でドライブスルー方式のPCR検査が始まる		★滋賀県、奈良県で休業要請
	25日				★和歌山県で休業要請
29日	◇京都府内でドライブスルーPCR検査が始まる				
5月	4日	政府より緊急事態宣言の延長発表（5月31日まで）			
	5日		[大阪モデル] を発表 ……BOX② [大阪モデル] p.227		
	12日	京都府が「京都モデル」を発表			
	14日			兵庫県が「兵庫モデル」を発表	政府より緊急事態宣言の解除
	15日				☆3県で休業要請解除
	18日				滋賀県が「滋賀プラン」を発表
	21日	政府より緊急事態宣言の解除			
23日	☆京都府で休業要請の解除	☆大阪府で休業要請の解除	☆兵庫県で休業要請の解除		
6月	1日			◇滋賀県内でドライブスルーPCR検査が始まる	
	8日			◇神戸市でウォークスルー方式PCR検査が始まる	
	15日		○大阪府内の学校が通常授業へ	○兵庫県内の学校が通常授業へ	○奈良県、和歌山県内の学校が通常授業へ
	19日	○京都府内の学校が通常授業へ			

◆相談センター等設置、◇PCR検査関連、●休校、○休校解除、★休業要請、☆休業要請解除

出所) 各府県HP、各所報道より作成

注) 赤字は対策本部的設置、青字は感染確認1例目

図8 UPDATE

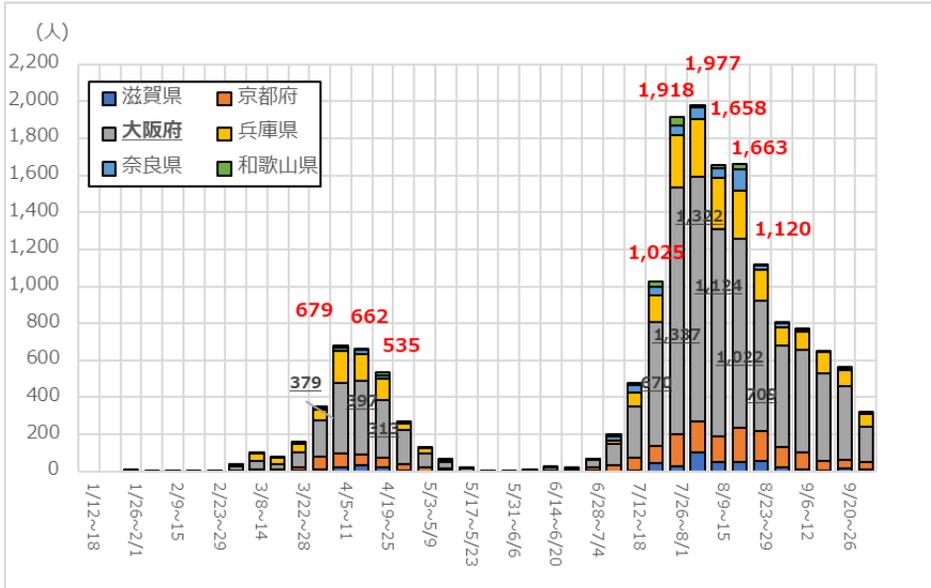
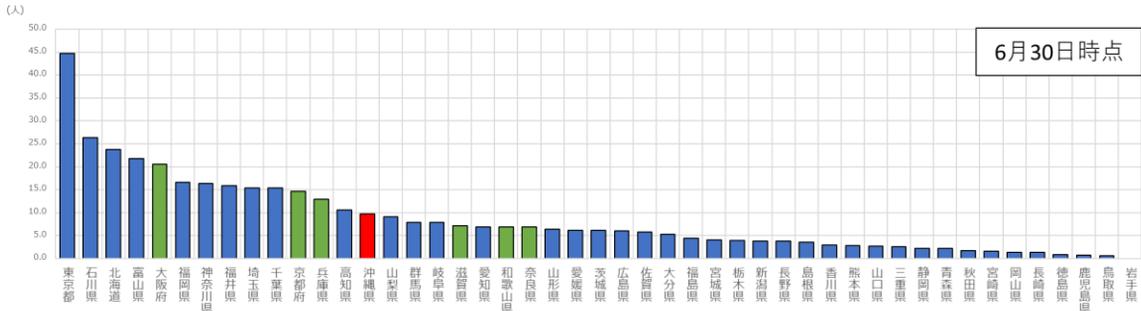
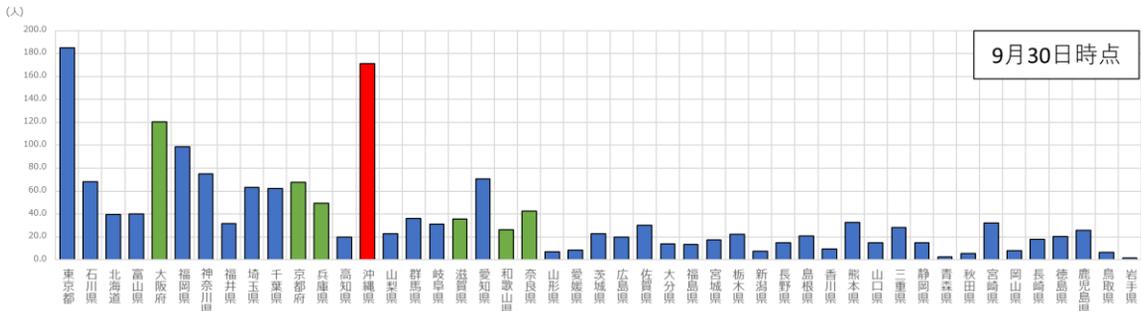


図8 関西2府4県の新規感染者数推移 (週次ベース)

注) 赤字が総数、黒字が大阪府の値を示している



6月30日時点



9月30日時点

図9 人口10万人当たりの累計感染者数

注) 各都道府県の累計感染者数と人口より算出、感染者数は6月30日時点、推計人口は2019年10月時点

【関西2府4県の主な感染事例】

- ・関西での初の感染者は、1月28日に奈良県で確認された。この症例は海外への渡航歴がない国内で初めてのケースであり、感染者はバスの運転手として海外からのツアー客を乗せていた。
- ・2月13日に和歌山県の医師が感染し、その医療機関の受診者及び、3人の同僚医師へと集団感染が確認された。「医療機関を介した感染」として関西で初めてのクラスター感染が確認された。
- ・大阪府内のライブハウスから、コンサート開催から約2週間後の2月29日にクラスター感染が確認された。感染者は別のライブハウスにも訪問しており、他の参加者などへの二次感染を引き起こ

- し、クラスター感染の連鎖となった。
- ・同時期に兵庫県では、当時全国最多の6カ所のでクラスター感染が相次いで確認された。兵庫県の感染者数の7割は、クラスター感染が確認された施設の利用者とその家族であった。
- ・京都府では懇親会を介して、滋賀県では職場でのクラスター感染が確認された。

UPDATE 図9は、都道府県別の人口10万人当たりの累計感染者数である。6月30日時点では東京都のみが突出して多かったが、9月30日時点では沖縄県が同程度の感染状況にまで拡大している。観光地として親しまれる沖縄県では、旅行者によるクラスター感染が相次いで起こり、8月1日から「沖縄県緊急事態宣言」を独自で発出した。

ALL UPDATE

Box2 大阪モデル

新型コロナウイルス感染症 大阪モデル モニタリング指標の状況

【モニタリング指標ごとの状況】

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比	①2以上かつ ②10人以上	-	-	-	-	-	-	-
	②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均				1.00	0.86	0.97	0.97	0.92
	【参考①】新規陽性者における感染経路不明者の割合				●	●	●	●	●
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数 うち後半3日間	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	-	-	-	-	-	-	-
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数				441	402	411	413	398
	【参考②】確定診断検査における陽性率の7日間移動平均				165	145	172	167	194
(3) 病床等のひっ迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	-	70%以上 （「警戒（黄色）」 信号が点灯した日から 起算して25日以内）	60%未満	○	○	○	○	○
	【参考③】患者受入軽症中等症病床利用率				15.4%	14.9%	16.0%	15.4%	16.0%
	【参考④】患者受入宿泊療養施設部屋数利用率				29.3%	31.0%	27.7%	26.4%	26.0%
各指標を全て満たした場合における信号		黄	赤	緑 (ただし、一定期間経過後消灯)	黄	黄	黄	黄	黄

○：基準内 ●：基準外  
参考②の確定診断検査における陽性率は、再陽性患者数を除外して算出

表8 大阪モデルの指標

出所) 大阪府HPより抜粋

表9 都道府県別PCR検査実施数

PCR実施件数(件)	6月30日	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	全国			
		東京都	大阪府	埼玉県	北海道	千葉県		82,706	39,970	34,582
増減率 (9月30日/6月30日)	9月30日	東京都	大阪府	神奈川県	埼玉県	千葉県	全国			
	455,929	184,635	153,017	143,932	88,135	1,889,535				

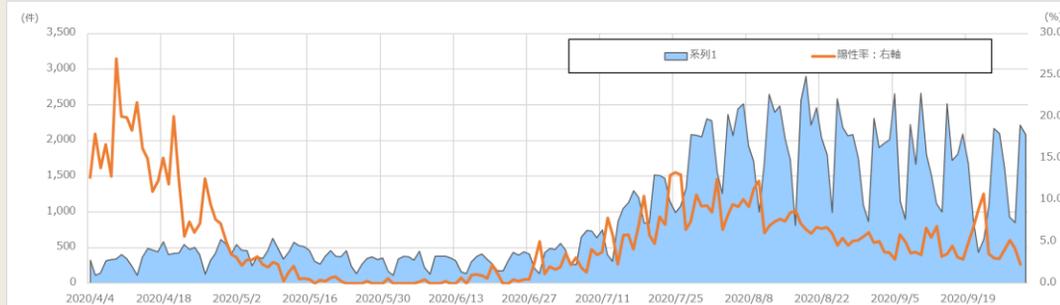


図10 大阪府のPCR検査実施数と陽性率

出所) 大阪府HPより作成

**UPDATE** 5月4日に政府より発出された緊急事態宣言の延長を受け、大阪府は独自の自粛要請等解除の基準「大阪モデル」を翌日5日に発表した。発表当初の「大阪モデル」は、具体的な自粛等の解除の基準として、「感染経路不明新規感染者数10人未満」、「PCR検査の陽性率7%未満」、「患者受入重症病床利用率60%未満」という3つの指標を定めた。その発表から7日後にはすべての基準をクリアし、段階的に休業要請を解除した。その後、7月3日には「修正大阪モデル」を発表し、「自粛要請等の基準」、「自粛解除の基準」を府民に対する「警戒の基準」、「非常事態の基準」、「解除の基準」とするなど新たな基準を設けた。

## 5. 日本の財政政策

日本政府は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を2度行い、2つの補正予算を合わせた事業規模は約234兆円となった（表10）。これはリーマンショック後に行われた経済対策（約57兆円）の約4倍の事業規模となり、日本の国内総生産（GDP）の約4割に相当し、主要各国と比較しても大規模かつ、迅速な経済対策である（図12・13、表11）。

### 【第1次補正等の概要説明】

第1次補正予算の事業規模の総額は約117兆円である。うち、新型コロナウイルス感染症対策関係経費は約25.6兆円であり、主な内訳をみると（1）『感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発』に約1.8兆円、（2）『雇用の維持と事業の継続』に約19.5兆円、（3）『次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復』に約1.8兆円、（4）『強靱な経済構造の構築』に約0.9兆円、（5）『今後の備え』に約1.5兆円となっている。（2）『雇用の維持と事業の継続の中』には、「中小・小規模事業者等に対する新たな給付金」や「全国全ての人々への新たな給付金（一律10万円）」などが含まれている（表12）。

### 【第2次補正等の概要説明】

第2次補正予算の事業規模は約117兆円と、第1次補正予算時とほぼ同等の事業規模である。うち、新型コロナウイルス感染症対策関係経費は増額され約31.8兆円となっている。2次補正予算の柱の一つとして、「家賃支援給付金」を創設し、2兆242億円を確保した。売り上げが急減した中小事業者の家賃負担を軽減するために、法人に最大600万円、個人に最大300万円を手当てする。また、持続化給付金ではフリーランスの受給要件が緩和されることによって給付金の対象者が拡充された。更に今後の第2波、第3波に備えて、機動的に使える感染症対策の予備費として10兆円が計上された（表12）。

表10 日本の財政政策について

	第1次補正等 (予算成立：4月30日)	第2次補正等 (予算成立：6月12日)
事業規模	117.1兆円程度	117.1兆円程度
財政支出	48.4兆円程度	72.7兆円程度
うち新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	25.6兆円程度	31.9兆円程度

出所) 財務省資料より筆者作成  
注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。  
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費の詳細な内訳については表9に示されている。

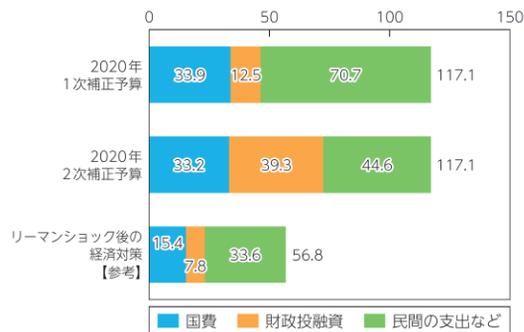


図12 財政支出の比較 (兆円)

出所) 財務省HP、各所報道資料より作成

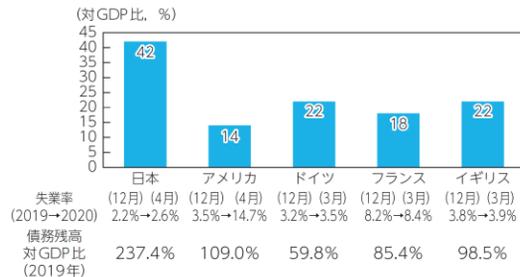


図13 各国の対策規模 (5月29日時点)

注1) 経済財政諮問会議（令和2年4月27日）資料を基に作成。  
注2) 日本は、令和2年度第2次補正予算案に基づく。  
注3) ドイツは別途、政策金融機関に対する保証枠の拡大を実施。  
出典) 対策規模及び失業率は各国公表資料等、債務残高対GDP比はIMF “Fiscal Monitor” (2020年4月)、GDPは各国統計における2019年（暦年）の数値。

表11 各国の財政政策

日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政支出121兆円、事業規模234兆円</li> <li>緊急支援フェーズではマスク含む医療関係支援と雇用維持対策（雇用調整助成金、資金繰り対策、持続化給付金等）を実施。</li> </ul>
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチン開発・検査無償化・失業給付を実施。</li> <li>上述の対策に加えて、中小企業への資金支援の拡張を中心とした追加大型経済対策を措置。</li> </ul>
欧州	<ul style="list-style-type: none"> <li>「財政赤字をGDP比3%以内に抑制」ルールを一時停止。</li> <li>時短勤務に伴う資金減少分の補填などを通じた雇用対策。（ドイツ・英国では3割の労働者が利用）</li> </ul>

出所) 経済産業省HP

表12 令和2年度 補正予算の概要

1次補正予算等 (単位: 億円) (予算成立: 4月30日)		2次補正予算等 (単位: 億円) (予算成立: 6月12日)	
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	255,655	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	318,171
(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (PCR検査機器整備, 病床・軽症者等受入れ施設の確保, 人工呼吸器等の医療設備整備, 応援医師の派遣への支援等) 医療機関等へのマスク等の優先配布, 人工呼吸器・マスク等の生産支援 幼稚園, 小学校, 介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策, 全世帯への布製マスクの配布 アビガンの確保, 産学官連携による治療薬等の研究開発, 国内におけるワクチン開発の支援, 国際的なワクチンの研究開発等 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	18,097	(1) 雇用調整助成金の拡充等 (助成対象となる労働者) 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。 (助成額) 平均賃金額(※)と休業手当等の支払率を乗じた額に定められた助成率を乗じた額で、1人1日あたり1万5,000円が上限。 ※平均賃金額の算定について、小規模の事業所(概ね20人以下)は簡略化する特例措置を実施。 (支給対象日数) 緊急対応期間中(令和2年4月1日から9月30日)に実施した休業などについて、通常の支給限度日数(1年間で100日分, 3年で150日分)とは別に支給を受けることが可能。	4,519
(2) 雇用の維持と事業の継続 雇用調整助成金の特例措置の拡大 中小・小規模事業者等の資金繰り対策 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金 全国全ての人々への新たな給付金 子育て世帯への臨時特別給付金	194,905	(2) 資金繰り対応の強化 中小・小規模事業者向けの融資 中堅・大企業向けの融資 資本金の活用	116,390
(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 "Go To" キャンペーン事業 「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」の創設	18,482	(3) 家賃支援給付金の創設(全ての条件を満たす)資本金10億円未満の中堅企業, 中小企業, 小規模事業者, フリーランスを含む個人事業者(※)に、法人は最大600万円, 個人事業主は最大300万円を一括支給。申請時の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍。 ※医療法人, 農業法人, NPO法人, 社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。 2020年5~12月の売上高が1か月で前年同月比▲50%以上または、連続する3か月の合計で前年同期比▲30%以上 自ら事業のために占有する土地・建物賃料の支払い	20,242
(4) 強靱な経済構造の構築 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 海外サプライチェーン多元化等支援事業 GIGAスクール構想の加速による学びの保障 農林水産物・食品の輸出力・国内供給力の強化 公共投資の早期執行のためのデジタルインフラ推進 中小企業デジタル化応援隊事業	9,172	(4) 医療提供体制等の強化 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 医療用マスク等の医療機関等への配布 ワクチン・治療薬の開発等	29,892
(5) 今後の備え 新型コロナウイルス感染症対策予備費	15,000	(5) その他の支援 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充 低所得のひとり親世帯への追加的な給付 持続化給付金の対応強化 その他	47,127
		(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	100,000

出所) 各省資料より作成

Part I  
Part II  
Part III  
Part IV

## 6. 日本の金融政策

日本銀行は、COVID-19による景気の悪化に伴う金融市場の動揺や実物経済の急速な悪化に対応するため、いくつかの強力な金融緩和措置を実施した。具体的には1) 3月16日にETFを年間約12兆円、J-REITを年間約1,800億円、それぞれ上限と

して積極的に買入れることを決定し、2) 4月27日には上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを決定した。その他、CP（コマーシャルペーパー）や社債の買入れ限度の緩和等を行い、2021年3月末までの間、追加の買入れを積極的に実施することにより、株価の下支えと主に企業への潤沢な資金供給を行った。

表13 新型コロナウイルス拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化について

3月16日	<p>短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用 長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う（保有残高の増加額年間約80兆円を目標） ETF・J-REITの積極的な買入れ ETFおよびJ-REITについて、当面は、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う（前回の会合からそれぞれ倍増） 一層潤沢な資金供給の実施 米ドル資金について、日本銀行は、カナダ銀行、イングランド銀行、欧州中央銀行、米連邦準備制度およびスイス国民銀行と協調して、資金供給オペについて、貸付金利を0.25%引き下げる 企業金融支援のための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペの導入、民間企業債務を担保（約8兆円〈2020年2月末〉）に、最長1年の資金を金利ゼロ%で供給する新たなオペレーション（残高の2倍の金額を「マクロ加算残高」に加算）を導入する。同措置は、2020年9月末まで実施</li> <li>②CP・社債等買入れの増額。CP・社債等の追加買入枠を合計2兆円設け、CP等は約3.2兆円、社債等は約4.2兆円の残高を上限に買入れを実施する。増額買入れは、2020年9月末まで継続</li> </ol>
4月27日	<p>短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用 長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う ETFおよびJ-REITの買入れ→3月16日から変更なし。 CP・社債等買入れの増額 CP・社債等の追加買入枠を大幅に拡大し、合計約20兆円の残高を上限に買入れを実施する（CP・社債等の発行体毎の買入限度の緩和等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①はじめ発行体当りの買入残高の上限：これまでの1,000億円から、CP等は5,000億円、社債等は3,000億円に緩和</li> <li>②はじめ発行体の総発行残高に占める日本銀行の保有割合上限：これまでの25%からCP等は50%、社債等は30%に緩和</li> <li>③買入対象とする社債等の残存期間を、これまでの1年以上3年以下から、1年以上5年以下に延長</li> </ol> <p>新型コロナ対応金融支援特別オペの拡充</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①対象担保範囲の家計債務を含めた民間債務全般への拡大（対象担保：約8兆円→約23兆円（3月末））</li> <li>②対象先の拡大（新たに、系統会員金融機関等を含める）</li> <li>③本オペの利用残高に相当する当座預金への+0.1%の付利、の3つの措置を講じる</li> </ol> <p>国債のさらなる積極的な買入れ 当面、長期国債、短期国債ともに、さらに積極的な買入れを行う</p>
5月22日	<p>短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用 長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う 資産買入れ方針 CP等、社債等については、それぞれ約2兆円、約3兆円の残高を維持する。これに加え、2021年3月末までの間、それぞれ7.5兆円の残高を上限に、追加の買入れを行う</p>

出所) 日本銀行、政策委員会金融政策決定会合より作成

## 7. 米国の財政政策と金融政策

米国は、リーマンショック時を上回る経済悪化に対し、3月27日に2兆ドル規模の経済対策法案を成立させた。米国GDPの約1割相当となる経済政

策は、戦後最大の規模となる。FOMCは3月3日と15日に緊急利下げを行い、ゼロ金利政策を導入。更に、米国債とMBSを買入れる量的緩和政策を再開した。同月23日には買入の上限を無制限とし、大企業への直接融資やCPの買入を行った。

表 14 米国の財政政策・金融政策

日時	機関名	名称等	概要
3月3日	FOMC	FF金利引き下げ	FOMC（米連邦公開市場委員会）は緊急の会合を開催。FF金利を0.5%引き下げ、1.00～1.25%とすることを全会一致で決定した。
3月6日	米国政府	緊急補正予算	83億ドル規模の緊急補正予算を成立。治療法の研究や、医療体制支援、中小企業支援が中心となった。
3月15日	FOMC FRB	FF金利引き下げ 量的金融緩和	FOMCは3月17日、18日に予定していた会合を前倒しとし、緊急会合を開催。FF金利を1.00%引き下げ、0.00～0.25%とし、「実質ゼロ金利政策」を約4年ぶりに発動した。FRBは数カ月で米国債を5,000億ドル、住宅ローン担保証券（MBS）を2,000億ドル買入れる「量的緩和政策（QE）」の再開を表明した。
3月17日	FRB	連銀法 13条(3)	FRBは企業の資金繰りを支援するために特別目的会社（SPV）を介してCP（コマーシャルペーパー）を買入れる措置を決めた（CPFF）。プライマリーディーラー（米政府公認の証券会社）に対して公定歩合で融資を行う措置を発動（PDCF）。公開市場操作（OMO）の適格担保に加え、スリッパ債などを担保に。
3月18日	米国政府 FRB	家族第一対策法 連銀法	政府は有給休暇や失業保険の充実、検査無料化など1,929億ドル規模の対策法案を成立。FRBはCPの主要な買い手であるMMF（マネー・マーケット・ファンド）向けに、緊急の資金供給に乗り出すことを発表（MMLF）。CP市場と企業の資金繰りを支える。銀行が証券をMMFから買い取り、担保としてポストン連銀から銀行に融資が行われる。
3月20日	FRB	連銀法	MMLFの適格担保に短期の地方債（12カ月物以下、高格付け）を加える。
3月23日	FOMC FRB	量的金融緩和 連銀法13条(3)	FOMCは米国債とMBSの買入れ上限を無制限にすることを表明。FRBは大企業への直接融資や社債の直接引き受けを行うSPV（PMCCF）と、大企業が発行した社債や社債ETFを流通市場で購入するSPV（SMCCF）を設立。ニューヨーク連銀がSPVに必要な資金を融資することで、実質的に大企業への資金融資を行う。さらにABSを購入するSPV（TALF）を設立。個人や中小企業向けの融資を円滑に行う。20年9月末を期限とし、規模は総額3,000億ドル、うちTALFは1,000億ドルを上限。
3月27日	米国政府	支援・救済・経済安全保障法	2兆2,830億ドル規模の経済対策法案が成立。家計への直接現金支給として、大人1人に最大1,200ドル、子供1人に500ドルを支給。失業保険にも週600ドル規模の支給、家計部門に合計5,500億ドルが見込まれる。企業部門には8,500億ドルが見込まれる。中小企業が支払う給与などを事実上、肩代わりする支援として3,500億ドル、航空会社などの支援に750億ドル、残る4,250億ドルの大半はFRBの政府保証に充てられる。
4月9日	FRB	緊急資金供給	FRBが低格付け債を含む2兆3,000億ドルの資金供給を表明。一般企業向けに6,000億ドルを提供、1年間は無利子とする。大企業向けの社債買入れ額を7,500億ドルへ変更。
4月24日	米国政府	追加補正予算	4,840億ドルの追加補正予算が成立。中小企業向けの支援拡大や医療体制支援が中心。これまでの3回の経済対策と合わせ、財政出動は2兆8,000億ドルになる。
4月29日	FOMC	金利据置	FOMCは定例会合にてFF金利の据え置きを決定。
6月10日	FOMC	金利据置	FOMCは定例会合にてFF金利の据え置きを決定。

出所) 日本貿易振興機構（JETRO）資料、各所報道より作成

## 8. 欧州の財政政策と金融政策

欧州連合 (EU) では、財政赤字を国内総生産 (GDP) の3%以内に抑えなければならない「3%

ルール」を一時的に廃止し、加盟各国がGDP1%分の1,200億ユーロ規模の財政出動を打ち出した。ECBは3月18日に新たな資産購入プログラムを開始し、7,500億円ユーロの量的緩和を打ち出した。

表15 欧州の財政政策・金融政策

日時	機関名	名称等	概要
3月12日	欧州中央銀行 (ECB)	金融政策パッケージ	追加の長期資金供給オペレーションを導入。ユーロ圏内の銀行に流動性を供給。特に影響が心配される中小・中堅企業への銀行による資金貸出を支援するため、貸し出し条件付き長期資金供給オペレーション (TLTRO-III) の金利をさらに引き下げ。債券・国債の購入プログラム (APP) について、2020年12月末までに民間部門を中心に <b>1,200億ユーロ</b> の資産を追加で購入。
3月16日	欧州委員会	グリーン・レーン導入	経済活動の継続性の確保に重要な輸送について、特に食品や医薬品、医療機器などの必需品の優先レーン (グリーン・レーン) 導入などを加盟国に要請。
3月18日	欧州中央銀行 (ECB)	債権等緊急購入プログラム	新たな資産購入プログラム「パンデミック緊急購入プログラム (PEPP)」を開始。民間および公的部門の有価証券を購入する <b>7,500億ユーロ</b> の緊急量的緩和を発表。
3月19日	欧州委員会	暫定的国家補助枠組み	暫定措置として加盟国による企業への助成金給付、銀行ローンの政府保証、優遇金利による公的融資などの財政支援を認める。
3月23日	欧州委員会	安定成長協定の一時運用緩和	EU財務相会合において、EU加盟国に対する財政規律を定めた「安定成長協定 (SGP)」の一般免責条項を適用。財政健全化に関する理事会勧告を一時、適用停止する欧州委員会提案について合意。
4月1日	欧州委員会	EU結束基金活用	EU結束基金から <b>370億ユーロ</b> を加盟国に拠出可能にする「新型コロナウイルス対策投資イニシアティブ」に関わる法案を採択。
4月6日	欧州委員会	中小企業資金調達支援	中小企業の資金調達を支援するため、欧州投資銀行 (EIB) グループ傘下の欧州投資基金 (EIF) の保証により欧州戦略投資基金 (EFSI) を通じて、 <b>10億ユーロ</b> を拠出。EIFが供与する特別な信用保証を活用して新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業10万社を支援。融資額は <b>総額80億ユーロ</b> を見込む。
4月7日	欧州中央銀行 (ECB)	担保条件の緩和	ユーロ圏の銀行がECBから資金供給を受ける際の担保資産要件を一時的に緩和。今後債券の格下げがあった場合でも、4月7日時点で最低要件を満たす債券は引き続き担保として認める (4月7日発表、22日更新)。
4月23日	ユーログループ	欧州安定メカニズム (ESM) 等	<b>欧州安定メカニズム (ESM)</b> などを活用した <b>総額5,400億ユーロ</b> の支援策に合意。 雇用保護のための加盟国支援策： <b>1,000億ユーロ</b> 。 欧州投資銀行の企業向け保証基金強化： <b>2,000億ユーロ</b> 。 加盟国向けパンデミック危機支援： <b>約2,400億ユーロ</b> 。
4月30日	欧州中央銀行 (ECB)	TLTRO IIIの適用金利引き下げ PELTROの導入	貸し出し条件付き長期資金供給オペレーション (TLTRO III) について、適用金利を最大マイナス1%にまで引き下げた。また、パンデミック緊張長期資金供給オペレーション (PELTRO) を新たに導入した。
5月27日	欧州委員会	復興基金	<b>7,500億ユーロ</b> 規模の2021年度以降の復興計画を提案。うち <b>5,000億ユーロ</b> は返済不要な補助金 (grant)、 <b>2,500億ユーロ</b> が融資 (loan)。加盟国の復興・回復支援：復興に向けた諸政策を資金面で支援。民間投資の誘導：「グリーン」や「デジタル」などの重点分野への投資企業向けの資金繰り支援。中期投資戦略「インベストEU」の強化等。危機の教訓を踏まえた保健課題への対応策：将来の保健衛生上の危機への対応策、研究開発支援。

出所) 日本貿易振興機構 (JETRO) 資料、各報道より作成

## 9. マーケットの反応

各国の株価指数はCOVID-19による経済悪化を反映し、3月に急落した。株価を下支えするために各国の中央銀行は、過去最大規模の経済対策を打ち

出し、世界のマネタリーベースが急拡大している。

**UPDATE** 行き場をなくした膨大なマネーはマーケットへ流入し、実体経済に反した株高が続いている。3月下旬に18,000ドル台まで落ち込んだダウ平均株価は順調に回復し、9月2日にはコロナショック前の29,000ドルまで戻した(図14)。

図14 UPDATE

各種株価指数



図14 UPDATE

図14 UPDATE



図 14 各種マーケットの推移

表 16 過去のVIX指数

1997年10月	アジア通貨危機	48.64
2001年9月	米同時多発テロ	49.35
2008年10月	リーマンショック	89.53
2011年10月	ギリシャ通貨危機	46.88

経済活動の自粛はWTI原油先物にも影響を及ぼし、4月20日には史上初のマイナス価格を記録した(5月限月)。

VIX指数は3月に急上昇し、過去最高値であるリーマンショック以来の80超えを記録した(表16)。

**【補足説明】** VIX指数はオプション取引の値動きを元に算出・公表されており、投資家心理を示す数値として利用されている。相場の先行きに不安が生じた時に数値が大きく上昇する特徴があり、過去のチャートを見ると、大きな出来事が起きた後は大きく上昇している。

## Topics ② ダイヤモンド・プリンセス号

表17 ダイヤモンド・プリンセス号の動き

<p>本部設置 および 活動の経緯</p>	<p>クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号は、1月20日に横浜を出港。鹿児島島（1月22日）、香港（1月25日）、那覇港（2月1日）を経由して<b>2月3日に横浜港沖に到着</b>。 1月25日に香港で下船した乗客が30日に発熱し、2月1日に新型コロナウイルスに感染していることを2月2日のIHR通報により把握。3日午後にな覇検疫所より仮検疫済証の失効を船長に対して通告。 3日20時40分、横浜港沖に停泊する同船に対し、横浜検疫所が臨船検疫を開始。<b>4日晩にPCR検査の結果により陽性の乗客・乗員の存在が判明</b>。 5日、乗員乗客のうち10人に新型コロナウイルスの感染が確認された。この日の朝以降、感染拡大を防ぐために<b>乗客全員を自室待機として事実上の隔離措置を開始</b>。 5日5時、横浜検疫所長より船長に状況説明するとともに、厚生労働省審議官が乗船して船長に乗客の個室管理など感染防止策等を要請。ついで<b>医療、薬事、感染対策等の対応チームが船内に派遣され活動を開始</b>。 10日朝に厚生労働大臣より現地派遣が指示される。 11日付で厚生労働省現地対策本部設置。 ウイルス検査で陰性が出た乗客の下船が19日から始まった。<b>19日は、乗客443人が下船。バスで横浜駅などのターミナル駅に移動し、帰宅の途についた</b>。 船長以下横浜入港時の乗員・乗客が3月1日までに全て下船したことをもって、同日に、現地対策本部から本部長以下本部員は下船、現地での常駐対応を終了。</p>
<p>医療ニーズへの 対応</p>	<p>最終的な累計実施数等については、<b>検体採取およびPCR検査：3,622名、うち陽性数712名乗員・乗客数3,711人中の陽性者</b>。乗員・乗客数と検査件数との差はPCR検査前にチャーター機で帰国した方等。検疫終了後のフォローアップで国内事例として感染が確認された者を除く。</p>
<p>海外への出国</p>	<p>検疫期間中、<b>各国から乗員・乗客のチャーター便等による出国要請があった場合には、下記の通り下船を認め</b>た。荷物や人員の搬送には自衛隊が協力を行った。また名簿の確認等のため横浜検疫所及び厚生労働省の職員が対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカ（2月17日）：329名（うち乗員4名）</li> <li>韓国（2月19日）：7名（うち乗員4名）</li> <li>オーストラリア（2月20日）：170名（うち乗員1名）</li> <li>イスラエル（2月20日）：11名（乗員0名）</li> <li>香港（2月20日、21日、23日）：195名（乗員0名）</li> <li>カナダ（2月21日）：129名（うち乗員3名）</li> <li>台湾（2月21日）：19名（乗員0名）</li> <li>イタリア/EU（2月21日）：37名（うち乗員20名）</li> <li>イギリス（2月22日）：32名（うち乗員11名）</li> <li>ロシア（2月22日）：8名（乗員0名）</li> <li>フィリピン（2月25日）：445名（うち乗員441名）</li> <li>インド（2月26日）：124名（うち乗員118名）</li> <li>インドネシア（3月1日）：69名（うち乗員69名）</li> </ul>

## [参考]

## 「ウエステルダム」号について

「ウエステルダム」号は、ホーランド・アメリカラインが所有する、オランダ船籍のクルーズ船。乗員乗客2,257人を乗せて、令和2年2月1日に香港を出港したもの、「ウエステルダム」号を下船し、マレーシアに移動後のアメリカ国籍の83歳の女性から、新型コロナウイルスが検出されたため、日本やフィリピン、タイ、台湾、グアムに入港を拒否され、2月13日にカンボジアのシアヌークビルに入港した。カンボジア保健省は、乗客にPCR検査を行った結果、新型コロナウイルスは検出されなかったと発表し、下船した乗客は全員、カンボジアを出国した。しかし、日本の出入国在留管理庁は2月16日、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に基づき、香港発のクルーズ船「ウエステルダム」号に乗船し、カンボジアのシアヌークビルで下船した外国人の入国を禁止すると発表した。

## 「コスタ・アトランチカ」号について

令和2年1月29日に、イタリア籍のクルーズ船「コスタ・アトランチカ」が長崎港に入港し、2月20日からドックに入り、3月25日まで船の修繕を行った。その後、世界的な検疫強化の影響を受けて出航が困難となり停泊を続けていた。搭乗者は乗員のみであり、4月20日の時点でその人数は623人であった。乗員のほとんどは外国籍であり、国籍はフィリピン、インド、インドネシア、中国の順に多かった。4月19日夕刻、同船より長崎市保健所に連絡があり、乗船者4人に発熱を認め、1名ごとに窓のある客室内に隔離中とのことであった。翌4月20日に新型コロナウイルスのPCR検査を行ったところ、4人のうち1人が陽性であった。その後、4月25日迄に、発熱者と濃厚接触者57人、およびスクリーニングとして残りの乗員に対して検査が実施された。その結果、これら全乗員623人のうち、148人（24%）が陽性であった。



